

「公正証書」の作成で将来を安心に

公証役場出張相談会

真庭市民の方を対象に、津山公証役場公証人による「公正証書」の内容や作成に関する相談会を定期開催します。公正証書にまつわる以下のような相談ができます。内容に応じて女性家庭相談員や包括支援センター職員も同席します。

※公正証書の作成はできません

「公正証書」ってなに？

公正証書は話し合い等で合意された事項について、公証人が公文書として作成する証書です。証拠力が極めて高く、金銭の支払いに関する証書では強制執行を行うこともできます。



津山公証役場公証人
波多野 新一 氏

- ◇遺言の作成や相続
- ◇成年後見制度や認知症・介護にかかる財産管理
- ◇終末期医療に関する宣言、その他「終活」に関すること
- ◇離婚協議に伴う養育費支払契約に関すること

日にち：令和7年 5月13日（火）

7月 5日（土）

8月19日（火）

11月11日（火）

令和8年 2月 3日（火）

時間：13:00-、13:45-、14:30-、15:15-

予約：先着4名（事前予約制）

場所：久世公民館内 相談室

●お問い合わせ・お申込み

生活総合相談窓口（真庭市生活環境部くらし安全課）

TEL:0867-42-1017